

パブリックコメントについて

●パブリックコメントとは

川口市市民参加条例に基づき、市が事業を実施しようとするときに、あらかじめその案を公表し、広く市民の皆様から意見、情報を募集する手続きのこと

○実施期間

令和6年1月26日（金）～令和6年2月26日（月）

○意見募集の対象者

- ①市内に住所を有するかた
- ②市内に事務所または事業所を有するかた
- ③市内の事務所または事業所に勤務するかた
- ④市内の学校に在学するかた
- ⑤本市に対して納税義務を有するかた
- ⑥そのほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するかた

○提出方法

- ①文書の持参
- ②郵送
- ③FAX
- ④電子メール

○パブリックコメント後のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 3月上旬 | ・パブリックコメントの結果をもとに事務局にて計画案の修正 |
| 3月中旬～下旬 | ・社会福祉審議会地域福祉専門分科会にて審議
・審議結果をもとに事務局にて計画案の修正 |
| 3月下旬 | ・市長への答申 |